

アスタ市民ホール登録に際し、市民の氏名の表記を住基カード情報と
照らし合わせることの違法に関する陳情

陳情事項

- 1 アスタ市民ホールの登録時に、西東京市民の氏名の表記を住基カード情報で確認し、別の市民に表記の確認することは、プライバシーの侵害にあたり、個人情報保護法に抵触するのではないか。

趣旨（理由）

1. アスタ市民ホールの登録に際し、10名以上の団体であり、内過半数が西東京市民であることが求められているが、市の窓口での登録時に、市の職員から、西東京市民の名前を住基カードで照らし合わせ、内2名について、提出されたものとの表記が異なることから、本人に問い合わせるように指導を受けた。個人情報にかかわることであり、本人から告げられた名前の表記が住基カード情報と異なることについて、知人に問い合わせることについては疑問があり、お断りしたのだが、このような市の窓口の対応は、個人情報保護の観点から問題があるのではないか。名前の表記をどのようにするのは、それぞれの事情があつてのことだと考えられ、戸籍上の関係性ないし国籍に関する事項が含まれる可能性がある。市職員は単なる書き間違いないし、新旧の字体の違いなどささいな理由かもしれないとのことだったが、ささいでない理由である場合も想定され、プライバシーをあぶり出す行為になりかねない。このような市職員による住基カード情報についての閲覧利用について、個人情報保護の観点から見直しをお願いしたい。なお、この陳情は、陳情第15号「公共予約サービスに関する陳情」の3番目の項目として提出したものと同一のものであるが、1項、2項については検討されたものの、3項については検討された形跡がないため、再度、陳情を行うものである。

【参考】個人情報の保護に関する法律

（基本理念）

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

※ 氏名を自署された場合は、押印は不要です。

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

第十一条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

以上

2014年 8月 21日

郵便番号 188-0013

住 所 西東京市 向台町

氏 名 山口あずさ

⑩

電 話

西東京市議会議長

佐々木 順一 様

※ 氏名を自署された場合は、押印は不要です。